

安城市における外国人への生活保護に関する報道について

令和4年12月27日

令和5年1月6日下線部分訂正

報道では「外国人には生活保護費は出ない」、「国に帰ればいい」、「夫が逮捕されたら入国ビザが取り消しになる」、などと担当職員が伝えたときれておりますが、いずれもそのような発言はありません。

相談を受けた際、本市では、ご本人・家族の状況から、在留カードが厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付、社発第382号、平成30年6月8日付、社援発0608第8号）にいう「居住関係を明確にする有効な在留カード」といえるかどうか判断に迷うため、入国管理局への相談を勧めました。また、上記通知の趣旨から、領事館等又はそれらの斡旋による団体等の支援策があれば、そちらを優先するべきであるとの判断から、領事館への相談を勧めました。こうした状況であることから、ただちに生活保護の申請はできないとの説明をしましたが、一律に「外国人には生活保護費は出ない」との発言はしていません。

本市からは、ご本人が入国管理局や領事館に相談した際に、ご本人やご家族の状況から帰国を促されるようなことがあれば、それに応じる必要性もあるのではないかと伝えましたが、決して「国に帰ればいい」という発言はしていません。

また、住居の問題など、ご本人の置かれた状況から、在留資格の取り消しなども考えられるのではないかと、との発言はしましたが、「夫が逮捕されたら入国ビザが取り消しになる」との発言はしていません。

次に、「生活保護費を滞納している県営住宅の家賃支払いに充てるよう求めた」との報道につきましては、本市が関係機関に問い合わせたところ、住宅の賃貸借契約の契約者は夫であるものの、ご本人にも支払義務がある

との回答を得ました。これによりご本人にも支払義務があるとの発言をしたものでございます。決して「生活保護費を滞納家賃の支払いに充てるように」との説明はしていません。

以上、報道された内容に対する本市の見解を述べさせていただきましたが、職員とご本人との間で十分な意思疎通ができず、本市の意図が正しく伝わらなかったことにつきまして反省するとともに、それによってご本人に精神的負担をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。